

コンプライアンス順守書

「コーポレートガバナンスガイドライン」において、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つと位置づけて、すべての役員および全従業員がコンプライアンスマニュアルや法令をはじめとする社内規程および社会の倫理・規範に則した行動を行うことを隅々にまで浸透・定着させています。万が一、そこで掲げた行動基準に違反するようなことがあれば、法令等の定めにより、罰せられ会社に損害が発生するばかりでなく、お客様、お取引先様、お得意先様、株主や社会からの信用・信頼を失うこととなります。コンプライアンス体制・組織の構築および運営、ならびに各種研修などの活動を通して、全社的なコンプライアンスの徹底がコウエイの経営の基盤を成すことを従業員一人ひとりが強く認識して行動する取り組みを行っています。

体制

コウエイはコンプライアンスを推進する全社的な組織としてCSOを代表とする「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメントに係る重要事項とともに、コンプライアンスに係る重要事項に関して審議・協議・決定を行っています。

また、各部門はそれぞれコンプライアンス推進のための実践計画（コンプライア

ンス・プログラム)を毎年度策定し、法令遵守管理や従業員へのコンプライアンス啓発などに関する継続的・計画的な自主活動を進めるほか、コンプライアンス遵守状況の確認を通して、PDCAを回しています。

研修

コンプライアンスの徹底には、会社全体で歩調を合わせて取り組むことが必要であると考え、CSO、人事・教育部門の主催で、会社の従業員を対象とするコンプライアンス研修・実務法務研修などを実施しています。

賄賂防止

コウエイは事業に関係する贈賄行為の防止を重要な課題であると捉え、下記の考え方を周知して徹底しています。

- 国内外を問わず、公務員又はこれに準ずる立場の者への不正な接待・贈答・便宜そのほかの経済的な利益の供与、申出又は約束の禁止
- 公務員等に該当しないお取引先様やお得意様とのお付き合いにおける社会通念上妥当な範囲を超える供与又は接受の禁止
- 公私のけじめをつけ、業務上知り得た情報等を利用した私的な利益の享受の禁止

贈賄防止のためのモニタリングの仕組みとしては、社内実態調査を通して、コン

プライアンス違反のおそれのある事案がないか情報収集を行うとともに、内部監査部門による業務監査などを通じて事案の早期発見に努めています。さらに、リスクの大きい事案などについては、リスクマネジメント・コンプライアンス委員（CSO）および取締役会へ報告する体制とし、監督の強化を図っています。

なお、2022年度リスクマネジメント・コンプライアンス委員会設立以降コウエイでは、腐敗防止に関連する罰金、科料、和解金の支払いはなく、その違反による懲戒解雇の対象者はいませんでした。

株式会社コウエイは皆様に安心をお届けするため、選ばれる会社になるために、引き続き、コンプライアンスを順守致します。

株式会社コウエイ

代表取締役 坂口周作

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

新規事業部長兼CSO 杉山 和磨